

令和 7 年度		審査	
令和7年度 地籍調査業務委託 当初設計書		設計	
事業名	国土調査事業		
委託番号		施工地	
R7国調委 第 1 号		東蒲原郡阿賀町広谷 地内	
	実施・元	変更	
設計額	円	円	
契約額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	
委託・履行日数	履行期限 令和 8 年 3 月 13 日	履行期限 令和 年 月 日	
委託概要	第 13-1 計画区 : 調査面積 = 0.12 km ²		
	第 13-2 計画区 : 調査面積 = 0.24 km ²		
	国土調査法及び地籍調査作業規程準則ならびに同運用基準等に基づく調査測量業務を遂行し、成果品を納入する。		
	作業方法等については、別紙「阿賀町地籍調査事業仕様書」による。		

明 細 書

一金 円

※工程管理・検査、筆界点成果簿作成の
歩掛りに連乗係数= 3.46368 適用※

調査区分	原図作成等 (FⅡ-2工程)	縮尺	1/1000	標準作業量	1km ² 原図21枚				
項目	工程	内外業別	直接人件費						備考
			主任技師	技師	技師補	助手	補助員	合計	
直接人件費	工程管理・検査	内							上段:連乗係数の適用前 下段:連乗係数の適用後
	計画	内							
	原図作成・筆界点番号図作成	内							
	地籍図一覧図作成	内							
	筆界点成果簿作成	内							上段:連乗係数の適用前 下段:連乗係数の適用後
	合計人数								
	技術者単価								
	直接人件費								①:直接人件費
項目	品名	規格	単位	数量	単価	金額			
材料費	ポリエステルベース	29.7×42.0 (#300以上)	枚						
	雑品費	材料費の	%						
	材料費合計							②:材料費	
項目	品名	規格	単位	数量	単価	金額			
機械経費	トータルステーション	2級	台/日						
	インクジェットプロッタ		台/日						
	パソコン	デスクトップ型	台/時						
	機械経費合計							③:機械経費	
直接作業費							④:直接作業費(①+②+③)		
項目					基礎金額	係数	金額		
雑器具費	④直接作業費の0.5%							⑤:雑器具費	
総合計								④+⑤	

明 細 書

一金

円

※工程管理・検査の歩掛りに連乗係数 = 3.46368 適用※

調査区分	地積測定 (G工程)	縮尺	1/1000	標準作業量	1km ² 2,880点(筆界点)				
項目	工程	内外業別	直接人件費						備考
			主任技師	技師	技師補	助手	補助員	合計	
直接人件費	工程管理・検査	内							上段:連乗係数の適用前 下段:連乗係数の適用後
	準備	内							
	計算	内							
	整理	内							
	合計人数								
	技術者単価								
	直接人件費								①:直接人件費
項目	品名	規格	単位	数量	単価	金額			
材料費	CD-R		枚						
	雑品費	材料費の	%						
	材料費合計							②:材料費	
項目	品名	規格	単位	数量	単価	金額			
機械経費	トータルステーション	2級	台/日						
	パソコン	デスクトップ型	台/時						
	機械経費合計							③:機械経費	
直接作業費							④:直接作業費(①+②+③)		
項目						基礎金額	系数	金額	
雑器具費	④直接作業費の0.5%								⑤:雑器具費
精度管理費	①直接人件費+③機械経費+⑤雑器具の0.07								⑥:精度管理費
総合計									④+⑤+⑥

明 細 書
 一 金 円

調査区分	地籍簿案の作成等(HI工程)		縮尺	1/250~ 1/5000	標準 作業量	1km ² 1,000点(調査前)				
項目	工程	内外業別	直接人件費							
			主任技師	技師	技師補	助手	補助員	合計	備考	
直接人件費	工程管理・検査	内								
	調査票点検整理	内								
	地籍簿案作成	内								
	合計人数									
	技術者単価									
	直接人件費								①:直接人件費	
項目	品名	規格	単位	数量	単価	金額				
材料費			枚							
			%							
	材料費合計							②:材料費		
項目	品名	規格	単位	数量	単価	金額				
機械経費			台/日							
			台/時							
	機械経費合計							③:機械経費		
直接作業費								④:直接作業費(①+②+③)		
項目					基礎金額	系数	金額			
消耗品費等	④直接作業費の5%							⑤:消耗品費等		
総合計								④+⑤		

明 細 書
一 金 円

調査区分	地籍図根三角測量 (C工程) ※電子基準点のみを与点とした場合	縮尺	1/500	標準作業量	1km ² 新点 4点 (整合点検なし) 図根点保護無し GNSSアンテナタワーなし
------	------------------------------------	----	-------	-------	--

項目	工程	内外業別	直接人件費					合計	備考
			主任技師	技師	技師補	助手	補助員		
直接人件費	工程管理・検査	内							
	計画	内							
	踏査・選点	外							
	設置	外							
	観測	外							
	計算整理	内							
	合計人数								
	技術者単価								
	直接人件費								①:直接人件費

項目	品名	規格	単位	数量	単価	金額	
材料費	鉄筋入りコンクリート	10×10×70	本				
	雑品費	材料費の	%				
	材料費合計						②:材料費

項目	品名	規格	単位	数量	単価	金額	
機械経費	GNSS測量機	1級	台/日				
	GNSS解析用計算機		台/日				
	機械経費合計						③:機械経費

直接作業費							④:直接作業費(①+②+③)
-------	--	--	--	--	--	--	----------------

項目	摘要	基礎金額	系数	金額	
雑器具	④直接作業費の0.5%				⑤:雑器具
消耗品費等	④直接作業費+⑤雑器具の5%				⑥:消耗品費等
安全費	④直接作業費+⑤雑器具の2.5%				⑦:安全費
精度管理費	①直接人件費+③機械経費+⑤雑器具費の0.09				⑧:精度管理費

総合計						④+⑤+⑥+⑦+⑧
-----	--	--	--	--	--	-----------

一金 円 明 細 書

調査区分	一筆地調査(E工程)	縮尺	1/1000~ 1/5000	標準 作業量	1km ² 調査前筆数 1,000筆 農地・林地 関連資料整理無し 市町村境界なし 代位登記なし 住所不明所有者等の調査結果の整理
------	------------	----	-------------------	-----------	---

項目	工程	内外業別	直接人件費					合計	備考
			主任技師	技師	技師補	助手	補助員		
直接人件費	工程管理・検査	内							
	計画	内							
	関係機関との調整	外							
	調査図素案等作成	内							
	筆界標示杭の設置	外							
	現地調査	外							
	点検整理	内							
	合計人数								
	技術者単価								
直接人件費								①:直接人件費	

直接作業費		②:直接作業費(①)
-------	--	------------

項目	摘要	基礎金額	系数	金額	
消耗品費等	②直接作業費の3%				③:消耗品費等
安全費	②直接作業費の2.5%				④:安全費
精度管理費					
総合計					②+③+④

明 細 書
 一 金 円

調査区分	細部図根測量(FI工程) (D工程省略)	縮尺	1/500	標準 作業量	1km ² 396点(細部図根点)
------	-------------------------	----	-------	-----------	------------------------------

項目	工程	内外業別	直接人件費					合計	備考
			主任技師	技師	技師補	助手	補助員		
直接人件費	工程管理・検査	内							
	計画	内							
	選点	外							
	設置	外							
	観測	外							
	計算	内							
	点検	内							
	合計人数								
	技術者単価								
	直接人件費								①:直接人件費

項目	品名	規格	単位	数量	単価	金額	
材料費	プラスチック杭	4.5×4.5×45	本				
	プラスチック杭	7×7×60	本				アルミ蓋製
	雑品費	材料費の	%				
	材料費合計						

項目	品名	規格	単位	数量	単価	金額	
機械経費	トータルステーション	2級	台/日				
	パソコン	デスクトップ型	台/時				
	機械経費合計						

直接作業費							④:直接作業費(①+②+③)
-------	--	--	--	--	--	--	----------------

項目		基礎金額	係数	金額	
雑器具	④直接作業費の0.5%				⑤:雑器具
消耗品費等	④直接作業費+⑤雑器具の5%				⑥:消耗品費等
精度管理費	①直接人件費+③機械経費+⑤雑器具の0.07				⑦:精度管理費
安全費	④直接作業費+⑤雑器具の2.5%				⑧:安全費

総合計					④+⑤+⑥+⑦+⑧
-----	--	--	--	--	-----------

明 細 書

一 金 円

調査区分	一筆地測量(FII-1工程)	縮尺	1/500	標準作業量	1km ² 7700点(筆界点)
------	----------------	----	-------	-------	-----------------------------

項目	工程	内外業別	直接人件費					合計	備考
			主任技師	技師	技師補	助手	補助員		
直接人件費	工程管理・検査	内							
	計画	内							
	観測	外							
	計算・整理	内							
	筆界点成果簿作成	内							
	合計人数								
	技術者単価								
直接人件費								①:直接人件費	

項目	品名	規格	単位	数量	単価	金額	
機械経費	トータルステーション	2級	台/日				
	パソコン	デスクトップ型	台/時				
	機械経費合計						②:機械経費

直接作業費							③:直接作業費(①+②)
-------	--	--	--	--	--	--	--------------

項目		基礎金額	係数	金額	
雑器具	③直接作業費の0.5%				④:雑器具
消耗品費等	③直接作業費+④雑器具の5%				⑤:消耗品費等
精度管理費	③直接作業費+④雑器具の0.07				⑥:精度管理費
安全費	③直接作業費+④雑器具の2.5%				⑦:安全費

総合計						③+④+⑤+⑥+⑦
-----	--	--	--	--	--	-----------

一金 円 明 細 書

項目	工程	内外業別	直接人件費						備考
			主任技師	技師	技師補	助手	補助員	合計	
直接人件費	着手時	内							
	中間時	内							
	終了	内							
	合計人数								
	技術者単価								
直接人件費									
総合計									

一金 円

明 細 書

項目	工程	内外業別	直接人件費					合計	備考
			主任技師	技師	技師補	助手	補助員		
交通費	打合せ回数	内							
	合計人数								
	運転経費								運転経費は内訳(1)参照
	交通費								①
交通費	外業日数	外							技師補の日数を基準とする
	合計人数								
	運転経費								運転経費は内訳(2)参照
	交通費								②
総合計									①+②:旅費交通費

(1) 打合せ運転経費内訳

片道距離 = 6.0 km

項目	規格等	算定式	金額(円)
ライトバン1500ccA損料	運転時間当たり	時間当たり損料 × 運転時間	
ライトバン1500ccB損料積雪地	共用日数	共用日当たり損料 × 1日	
燃料	ガソリン(レギュラー)	単価 × 燃料消費量	
計			

◎運転時間(T) = 片道距離(L) × 2(往復) ÷ 30km/hr(平均速度) = 0.4 hr

◎燃料消費量 = 時間当たり燃料消費量(Q) × 運転時間(T) = 1.04 ㊦

(2) 現地調査運転経費内訳

片道距離 = 30.0 km

項目	規格等	算定式	金額(円)
ライトバン1500ccA損料	運転時間当たり	時間当たり損料 × 運転時間	
ライトバン1500ccB損料積雪地	共用日数	共用日当たり損料 × 1日	
燃料	ガソリン(レギュラー)	単価 × 燃料消費量	
計			

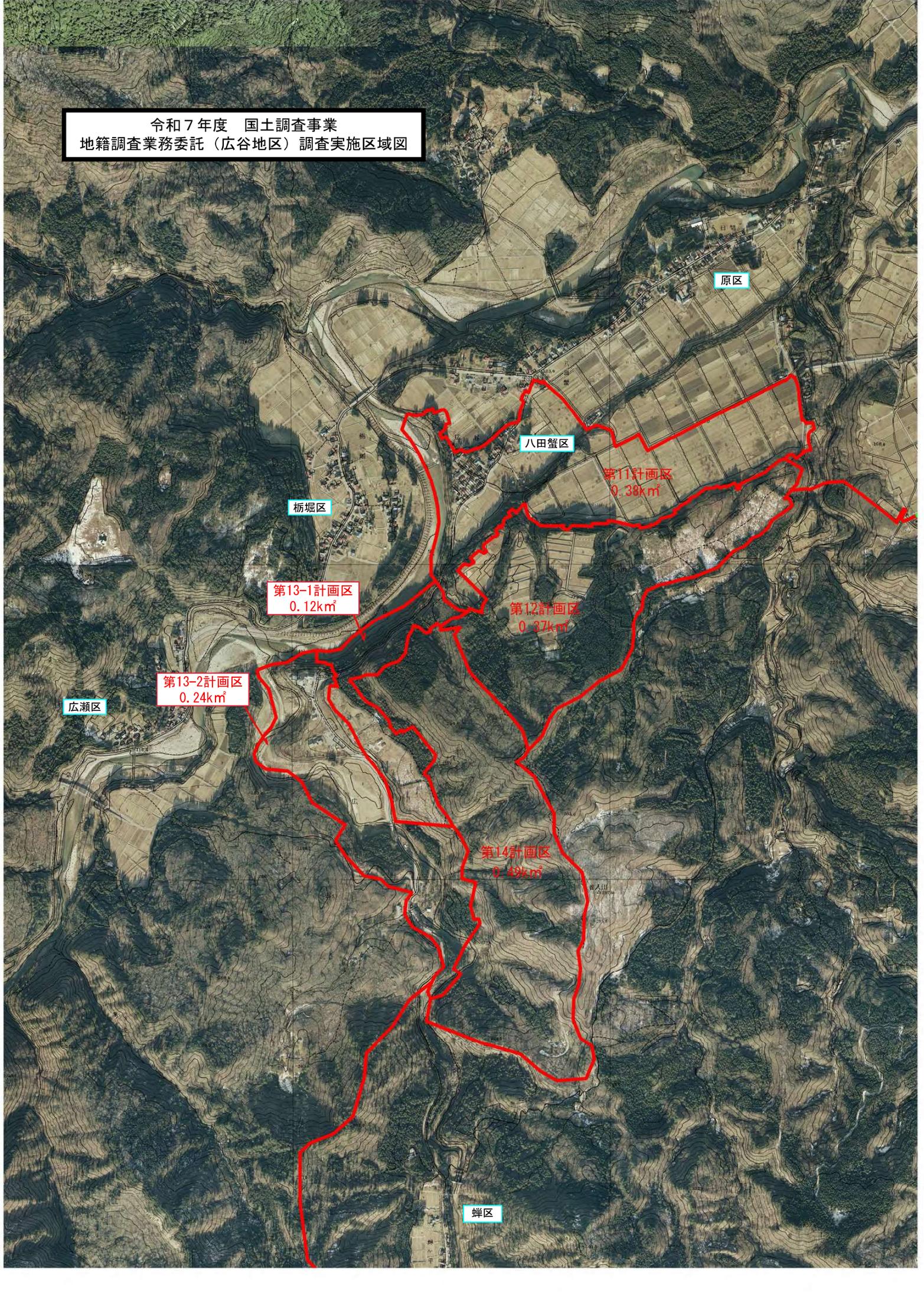
◎運転時間(T) = 片道距離(L) × 2(往復) ÷ 30km/hr(平均速度) = 2.0 hr

◎燃料消費量 = 時間当たり燃料消費量(Q) × 運転時間(T) = 5.20 ㊦

※ライトバン(1500cc)運転経費算定表

機関出力 kW	時間当たり 燃料消費率 q	時間当たり 燃料消費量 Q = kW · q	時間当たり 損料 St	共用日当 り損料 Sd	適用 ガソリン
56 kW	0.047	2.6 ㊦			

令和7年度 国土調査事業
地籍調査業務委託（広谷地区）調査実施区域図



令和7年度

地籍調査事業仕様書
(2項委託)

阿 賀 町

地籍調査事業委託仕様書

第I章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、阿賀町（以下「発注者」という。）が実施する地籍調査事業（以下「本業務」という。）に適用する。

(作業要領)

第2条 本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか次の関係法令等に準拠するものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号 改正令和2年3月31日法律第12号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年3月31日政令第59号 改正令和6年10月30日政令第327号）
- (3) 不動産登記法（平成16年6月18日法律第123号 改正令和2年3月31日法律第12号）
- (4) 不動産登記令（平成16年12月1日政令第379号 改正令和5年10月4日政令第297号）
- (5) 不動産登記規則（平成17年2月18日法務省令第18号 改正令和6年4月22日法務省令第32号）
- (6) 国土調査法による不動産登記に関する政令（昭和32年6月3日政令第130号 改正令和2年6月12日政令第183号）
- (7) 地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日総理府令第71号 改正令和6年6月28日国土交通省令第73号）（以下「準則」という。）運用基準（改正令和6年6月28日国不籍第270号）（以下「運用基準」という。）」
- (8) 地籍図作成要領（令和3年3月2日国不籍第489号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (9) 地籍簿作成要領（令和3年3月31日国不籍第581号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (10) 調査図素図、調査図一覧図（昭和32年10月24日経企土第179号経済企画庁総合開発局長通達並びに平成12年5月23日12国土国第178号一部改正国土庁土地局長通達）
- (11) 地籍調査票作成要領（令和3年3月31日国不籍第579号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (12) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例〈地上法版〉（令和5年3月）
- (13) 地籍調査成果電子納品要領（令和7年4月国土交通省不動産・建設経済局）
- (14) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン（平成29年4月国土交通省土地・建設産業局地籍整備課）
- (15) 地籍調査事業の工程管理及び検査の手引き（第6版）
- (16) 地籍調査事業（2項委託）実施要領（平成24年3月29日付け国土籍第567号国土交通省土地・建設産業局地籍調査課長通知）
- (17) 2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成24年3月29日付け国土籍第568号国土交通省土地・建設産業課課長通知）
- (18) 測量法（昭和24年6月3日法律第188号 改正令和6年6月19日法律第54号）
- (19) 阿賀町財務規則

(用語の定義)

第3条 この仕様書において用いる用語の定義は次の各号による。

2 「監督員」とは、主任監督職員、監督職員を総称していう。

3 「指示」とは、発注者側の発議により監督員が請負者に対し、監督員の所掌事務に関する方針・基準・計画などを示して実施させることをいう。

- 4 「承諾」とは、請負者側の発議の報告に対し監督員が了解することをいう。
- 5 「協議」とは、監督員と請負者が対等の立場で合意することをいう。

(実施計画)

- 第4条 本業務を遂行するにあたり、請負者は次ぎの書類を作成し発注者に提出するものとする。
- (1) 着手届
 - (2) 実施計画書
 - (3) 工程表
 - (4) 主任技術者、受託監督者及び受託検査者選任届
 - (5) 経歴証明書
 - (6) 測量士、測量士補、地籍調査管理技術者、地籍調査管理技術者補、地籍工程管理士、及び地籍主任調査員の資格証の写し
 - (7) 恒常的な雇用関係を証明する書類（入札申し込み日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。健康保険証のコピー等を提出）
 - (8) その他発注者の指示する書類

(受託法人の条件)

- 第5条 本業務の受託法人は、「国土調査法第10条2項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令」により、以下の要件を満たしているものとする。
- (1) 地籍工程管理士、地籍調査主任調査員及び地籍調査管理技術者の資格者が在籍し、国土調査を適確に実施するに足りる技術的な基礎を有するものであること。
 - (2) 法人の役員又は職員の構成が、国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (3) 国土調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (4) 前号に定めるほか、「地籍調査事業（外注）」の履行実績が5年以上あり、国土調査を実施するにつき十分な適格性を有するものであること。
請負者は、本業務を円滑かつ確実に実行するため、適切な実施体制を整えるものとする。
 - (5) プライバシーマーク（Pマーク）またはISO27001（ISMS）の認証を取得し、全社的に個人情報適切に扱える体制を整えているものとする。

(実施体制)

- 第6条 請負者は、地籍調査業務を円滑かつ確実に実行するため、適切な実施体制を整えるものとする。
- 2 主任技術者は、測量士、地籍主任調査員及び地籍調査管理技術者の資格を有する者とする。
 - 3 本業務を監督する受託監督者は、地籍工程管理士及び地籍調査管理技術者の資格を有し、地籍調査事業の業務実績を5年以上有する者とする。
 - 4 本業務の地籍調査成果及び中間成果が令及び準則等の規格に適合しているか否かを調査し、当該規格に適合していることを証明する受託検査者は、地籍主任調査員及び地籍調査管理技術者の資格を有し、地籍調査事業の業務実績を10年以上有する者とする。
 - 5 選任する主任技術者、受託監督者及び受託検査者は請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとする。

(関係官公署との調整)

- 第7条 本業務を遂行するに当たり、関係官公署との調整手続きが必要な場合は、発注者が対応するものとする。

(損害の賠償)

- 第8条 本業務を遂行中、請負者が第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況及び内容を監督員に報告し、監督員の指示に従うものとする。

- 2 損害賠償が生じた場合は、発注者と請負者が協議の上原則として請負者がその責任を負うものとする。

(貸与資料)

第9条 本業務に必要な既存資料（発注者以外の第三者が管理する資料等含む。）は監督員が主任技術者に貸与するものとする。

- 2 本業務遂行上貸与資料の複製が必要な場合は、監督員の承諾を得るものとする。
- 3 貸与資料及び第2項の複製品については、その重要性を認識し破損・紛失・盗難等事故のないように管理・取扱うものとする。
- 4 本業務の完了後或いは使用済みの場合は、監督員の照査を受け速やかに返却するものとする。

(打合せ簿等)

第10条 請負者は、本仕様書に定めのない事項について監督員と協議のうえ業務を遂行するものとする。

- 2 協議の結果については、打合せ簿に記録し監督員の承認を得るものとする。
- 3 業務実施期間中、請負者は監督員に業務の進捗状況を随時報告するものとする。
- 4 工期内に完了した作業等について、監督員から成果等の一部提出を求められた場合、請負者は速やかにこれに対応しなければならない。

(成果の作成)

第11条 本業務の成果品については、「地籍調査成果電子納品要領」に基づき作成するものとする。

- 2 請負者は地籍図根三角測量、地籍図根多角測量、細部図根測量、一筆地測量の成果については、第三者機関による成果検定を受けるものとする。

(工程管理)

第12条 本業務の工程管理のうち、受託法人の作業の進捗管理については発注者が行い、進捗管理以外の工程管理については、「2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程」により請負者の受託監督者が行うものとする。

- 2 請負者は、発注者に毎月の業務の進捗状況を翌月5日までに報告し、提出すること。なお、業務実施中に請負者は発注者から資料の提出を求められた場合は、定められた期日までに作成して提出すること。

(検査)

第13条 本業務の検査は、工程大分類ごとに請負者の受託検査者が行った後、「2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程」により発注者の委託者検査を行うものとする。

- 2 前項の定める検査において、発注者から本特記仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合、請負者は速やかに修正し、再検査の合格をもって次工程作業への着手又は業務の完了とするものとする。
- 3 作業が完了し、前2項の検査に合格した成果品については、逐次納品するものとする。

(成果品の瑕疵)

第14条 地籍調査の最終成果品（地籍図、地籍簿等）は、法務局に送付・受領されて初めて地籍調査事業の効果が表れることを請負者は認識し、納品後成果品に瑕疵が発見された場合は、監督員の指示に従い必要な処理を請負者の負担において行うものとする。

(成果品の帰属)

第15条 本業務で使用された資料及び成果品等は、すべて発注者に帰属するものとする。

(守秘義務等)

第16条 請負者は、国土調査法第36条に抵触する以下の行為を行ってはならない。

- (1) 国土調査の成果をして真実に反するものたらしめる行為。
- (2) 国土調査に従事する者又はこれに従事した者で、国土調査の実施の際に知った他人の秘密の属する事項を他に漏らし、又は窃用する行為。
- (3) 前1項は、本業務完了後も適用する。

(再委託)

第17条 請負者は、工程管理及び検査に係る業務以外を発注者の許可を得て再委託することができる。なお、再委託の成果に係る責任は、請負者が負うものとする。

(疑義)

第18条 本特記仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と請負者が協議し業務を遂行するものとする。尚、協議の結果については、第10条第2項を準用するものとする。

第II章 業務概要

(業務概要)

第19条 本業務の作業箇所及び事業量は「別紙1」の通りとする。

(使用材料)

第20条 主な使用材料は下記のとおりとする。

区分	品名	材質	寸法及び形状	備考
図根三角点	標石	鉄筋入りコンクリート	100×100×700 mm以上	
	金属標	真鍮又は同等以上の合金	φ75×90 mm以上	
図根多角本点	標石	鉄筋入りコンクリート	70×70×600 mm以上	
	金属標	真鍮又は同等以上の合金	φ50×90 mm以上	
	プラスチック標	プラスチック(難燃性)	70×70×600 mm以上	アルミ蓋製
図根多角補点	金属標	真鍮又は同等以上の合金	φ50×90 mm以上	
	プラスチック標	プラスチック(難燃性)	70×70×600 mm以上	アルミ蓋製
一筆地境界標	プラスチック標(4.5×4.5×450 mm)を標準とするが地形状態によっては境界鋸等とする。			

(貸与資料)

第21条 本業務を遂行するため、発注者は請負者に下記の資料を貸与するものとする。

- (1) 一筆地調査に必要な資料 一式
- (2) 阿賀町区画番号記載図 一式
- (3) 基準点等の成果及び点の記 一式
- (4) 国土調査法第24条第3項に定める或いは準ずる身分を示す証票 一式
- (5) その他関係資料 一式

第三章 一筆地調査（E1工程）

（作業分担）

第22条 発注者と請負者の作業分担は以下の通りとする。

工程小分類		準則	作業工程	作業内容	発注者	請負者	備考
番号	名称						
E1	作業の準備		E1	作業打合せ	○	○	
			E1	打合せ簿の作成		○	
			E1	作業進行予定表の作成		○	
			E1	貸与資料の準備	○		
			E1	資料収集（要約書、公図等）	○	○	
			E1	所有者名簿作成		○	
			E1	住所不明者・相続人調査	○		
			E1	利害関係人の調査		○	
			E1	地元説明会の通知	○	○	
			E1	地元説明会資料の作成	○	○	請負者は発注者に協力する。
			E1	地元説明会の開催	○	○	請負者は発注者に協力する。
			E1	地元説明会出席者名簿の作成		○	
			—	推進委員の委嘱	○		
			—	推進委員会の開催	○		
E1	登記所・県等関係機関との調整	○					
E4	調査図素図等の作成	15～18条	E1	調査図素図の作成		○	
			E1	調査図一覧図の作成		○	
			E1	地籍調査票の作成		○	
			E1	調査図素図等の審査	○		
E9	受託法人検査		—	受託法人検査		○	
E10	委託者検査		—	委託者検査	○	○	
E11	認証者検査		—	認証者検査	○	○	請負者は同行する。
	登記所との協議			登記簿と地図(公図)の不突合箇所の解決	○	○	

（計画・準備等）

第23条 本業務の実施計画をたてるとともに、必要な資料の収集及び作業準備を行うものとする。

（推進委員の委嘱）

第24条 発注者は、地籍調査事業を円滑に進めるため、調査対象地区から数名の推進委員の委嘱を行い、地籍調査の意義、作業内容の徹底等地籍調査全般渡っての協力依頼をするものとする。

（作業進行予定表）

第25条 請負者は、一筆地調査の作業進行予定表を作成し発注者に提出するものとする。

（登記簿等調査）

第26条 請負者は、当該調査地区を管轄する「新潟地方法務局 新津支局」において、本業務に必要な土地登記簿の写し又は要約書及び登記所備付地図を入手するものとする。

2 前1項に係る手続きは、発注者の公用扱いとするものとする。

3 本業務実施中に土地の異動があった場合は、前1項及び2項を適用する。

(調査前データの整備)

- 第27条 請負者は、第26条で入手した土地登記簿の写し又は要約書及び地図をコンピュータで扱えるようにデジタル化し、調査前データを作成するものとする。
- 2 作成されたデジタルデータを基に所有者名リストを作成するとともに、土地登記簿の写し又は要約書と地図との照合点検を行い、不突合の場合は不突合調書を作成し、発注者に提出するものとする。
 - 3 発注者と請負者は、不突合調書が提出された場合には、登記所と協議を行い一筆地調査完了時までにはできる範囲内で解決するものとする。

(説明会資料の作成)

- 第28条 請負者は、第27条のデジタルデータを基に所有者別土地の一覧表を作成するとともに、公図に所有者名記載の図面を作成し、説明会用の配付資料を作成するものとする。
- 2 発注者は、説明会にあたり地籍調査の意義、目的、方法、期間、合筆、分筆及び赤線・青線の確保しなければならない幅、境界杭の設置に関する事項に加え測量等を行う上で雑木等による見通し障害の除去、杭の設置位置が明確に判断できる方法等を記載した資料を作成し、説明会において配布・説明するものとする。

(不在者等の調査)

- 第29条 発注者は、第27条第2項で作成された所有者名リストを基に、土地の所有者が死亡或いは住所不明等により地元説明会の案内及び第36条の現地調査の通知ができない者について、法定相続人、所有者の委任状所持者、土地の管理者等所有者に代わって境界の立会いを行う人の特定作業を行うものとする。
- 2 請負者は、前項で特定された人を対象に一筆地調査を行うものとする。但し、所有者以外の場合は、地籍調査票、閲覧書等土地の所有者が自署する欄において、所有者との関係を明記させるものとする。

(説明会及び筆界表示杭等の配布)

- 第30条 一筆調査を行うにあたり発注者と請負者は、地籍調査の意義、作業内容の徹底を図るため、調査対象地区及びこれに隣接する土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人(以下「所有者等」と言う。)に説明会を開催するものとし、必要に応じて筆界表示杭等を配布するものとする。
- 2 説明会への案内文の発送は発注者が行うものとする。
 - 3 説明会への出席者名簿を請負者が作成するものとする。

(調査図素図等の作成)

- 第31条 請負者は、第23条のデジタルデータを基に、調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票を作成するものとする。
- 2 調査図素図及び調査図一覧図の図面の大きさについては、発注者と協議するものとする。

第IV章 一筆地調査（E2工程）

（作業分担）

第32条 発注者と請負者の作業分担は以下の通りとする。

工程小分類		準則	作業工程	作業内容	発注者	請負者	備考
番号	名称						
E1	作業の準備		E2	作業打合せ	○	○	
			E2	打合せ簿の作成		○	
			E2	作業進行予定表の作成		○	
			E2	登記所・県等関係機関との調整	○		
E2	作業進行予定表の作成	13条	E2	現地調査の計画立案		○	
			E2	現地調査計画案審査	○		
E3	単位区域界調査	14条	E2	単位区域界調査	○	○	
E5	現地調査等の通知	20条	E2	現地調査日程案作成		○	
			E2	現地調査通知書等の発送	○		
			E2	現地調査通知書受領確認	○		
E6	市町村境界の調査	22条	E2	現地調査の通知	○		
			E2	現地調査	○	○	
			E2	境界標の設置	○	○	
E7	現地調査	21条 23～36条	E2	作業日誌の作成		○	
			E2	境界標示杭の設置 境界線の伐採（幅2m程度）		○	所有者に協力を求め、現地調査時に設置の場合、請負者は協力する。
			E2	筆界基準杭の設置		○	
			E2	所有者、地番、地目、筆界杭の調査	○	○	発注者同行
			E2	立会い状況の記録		○	
			E2	農地から農地以外の変更調書		○	
			E2	調査図等の整理		○	
			E2	地籍調査票への記入、署名押印		○	
			E2	代位登記	○		合併時の必要時
			E2	問題点等報告書		○	
登記所との協議			E2	公図記載の土地の並びと現地との相違等	○	○	
E8	取りまとめ	6条	E2	一筆地調査工程管理（各工程）	○		
			E2	一筆地調査完了報告書（集計表）		○	
			E2	点検整理		○	
E9	受託法人検査		—	受託法人検査		○	
E10	委託者検査		—	委託者検査	○	○	
E11	認証者検査		—	認証者検査	○	○	請負者は同行する。
再調査	再調査は1回実施		—	再調査計画		○	
			—	現地調査の通知		○	
			—	現地調査	○	○	
			—	調査図等の整理		○	

（単位区域界の調査）

第33条 発注者と請負者は、地籍調査実施範囲の現地調査を行うものとする。

（関係機関への要請）

第34条 発注者は、本業務が円滑に調査できるように関係諸官庁等に対し、書面により請負者に委託した旨を周知し、調査への協力を要請するものとする。

（登記簿等調査及び更新）

第35条 請負者は、当該調査地区を管轄する「新潟地方法務局 新津支局」において、貸与資料

が作成された以降の土地の異動について調査し、必要な土地登記簿の写し又は要約書及び登記所備付地図を入手し、第27条のデジタルデータを更新するものとする。

- 2 前第1項に係る費用は、発注者の公用扱いとするものとする。
- 3 本業務実施中に土地の異動があった場合は、前1項及び2項を適用する。
- 4 新たな所有者等の場合は、第29条を適用するものとする。

(現地調査の通知)

第36条 発注者は、一筆地調査を行うにあたり、第29条及び第35条の所有者等に対して、実施する地域及び時期並びに調査に立ち会うべき旨を通知するものとする。

- 2 請負者は、発注者と協議のうえ立会いの日程表を作成するものとする。
- 3 発注者は、前項の立会いの日程表及び立ち会うべき旨を所有者等に内容証明郵便等本人が受領したかどうか後日確認できる方法で送付するものとする。
- 4 発注者は、前3項を基に通知書受領の有無を確認できる書類を作成するものとする。
- 5 所有者等から立会い日程の変更要望があるときは、発注者、請負者協議の上日程調整を行うものとする。

(不調個所調査等)

第37条 請負者は、一筆地調査実施中の立会者氏名、調査状況等について記録を取るものとする。

- 2 問題点等があった場合は、地番、所有者及び問題点等を記載した問題点等報告書を作成するものとする。
- 3 境界確認が不調になった場合は、調査内容、処理結果等を記載した境界確認不調個所調査書を作成するものとする。

(境界標示杭の設置)

第38条 境界標示杭の設置は、土地の所有者等の協力を求め、現地調査等に着手する日までに(やむを得ない理由がある場合にあっては現地調査等時に、)設置するものとする。(準則第21条)

(現地調査)

第39条 現地調査は、準則第三章第二節に基づき請負者の主導で行うものとし、第31条の調査図素図から毎筆の土地についてその所有者、地番、地目及び所有者が設置した筆界表示杭の調査を行うものとする。

- 2 発注者と請負者は、第36条の立会い日程表を基に、各筆の境界について所有者等を立ち合わせ確認を、分割又は合併の場合は同意を、不存在又は滅失の場合は承認を得るものとする。地目については、準則第29条に基づき調査するものとする。
- 3 次の場合は発注者の最終判断をもって筆界未定の処置とするものとする。尚、文中の客観的資料とは、「境界標又は恒久的地物により土地の筆界点の位置が明確な土地の資料」を指す。(準則第30条)(運用基準第15条の2第3項)
 - ①所有者等から境界の確認が得られない場合
 - ②立会いを得ることが困難な場合、筆界案を当該無反応所有者等に送付し、当該筆界案が到達した日から20日以内に意見の申出があったが同意を得られない場合
 - ③所在不明所有者等があり、かつ、所在が明らかな他の所有者等から確認を得て筆界案を作成した場合には、地籍調査を行う者が通常用いる公示の方法により公告し、その公告の日から20日を経過しないうちに、当該所在不明者等から意見の申出があり同意を得られない場合
 - ④所有者その他の利害関係人およびこれらの者の代理人の所在がいずれも不明で、かつ、地積測量図等の客観的な資料を用いて関係行政機関と協議したが意見統一ができない場合、もしくは関係行政機関と意見統一し筆界案を作成したが、地籍調査を行う者が通常用いる公示の方法により公告し、その公告の日から20日を経過しないうちに所有者その他の利害関係人およびこれらの者の代理人から意見の申出があり同意を得られない場合

- 4 立会いには、原則として立ち会う筆、長狭物等の所有者等全員が立ち会うことを前提とする。所有者等が揃って立ち会うことができない場合は、第36条第5項に基づき立会い日程の調整を行うものとする。
- 5 やむを得ない理由により所有者等が揃って立会いできない場合は、一方の所有者等が設置する筆界表示杭を後日他方の所有者等が確認することも可能とする。但しこの場合は、できるだけ発注者又は請負者が同行することを原則とする。
- 6 請負者は、地籍調査票に立会いの経緯の記録及び立会い者の署名捺印を求めるものとする。
- 7 請負者は、第1項の調査を行ったとき準則第23条3項に基づき調査図を作成するものとする。
- 8 代位登記の申請は、土地の合併があったものとして調査を行う場合において必要があるときは発注者が行うものとする。
- 9 請負者は、地目の調査において、登記簿の地目が農地である土地の現況が、農地以外の用途で利用されている場合には地目変更調書を作成し発注者に提出するものとする。発注者は、当該調書を農業委員会に提出し参考意見を求め、不要な事後のトラブルを起こさないように配慮するものとする。
- 10 筆界基準杭の設置は請負者が行うものとし、設置個所は、後続の作業及び筆界の明確化に資するため、数筆土地の筆界表示杭のうち周辺の土地の特定に有効な個所を選定するものとする。
- 11 長狭物内に一筆の土地全部が存する場合は、当該土地の筆界の調査については省略し、現地確認不能とすることができる。(運用基準第14条第3項)
- 12 登記所備付の地図記載の土地の並びが現地調査と異なる場合、発注者と請負者は登記所と協議の上、その対応方法を協議するものとする。

(調査図との照合)

- 第40条 請負者は、FⅡ-1工程で作成される図面と第39条の調査図とを照合するものとする。
- 2 請負者は、照合により不一致が発見された場合は、直ちに調査図等を修正するものとする。
 - 3 請負者は、E2工程の成果品納入前にFⅡ-1工程で作成される図面と調査図等により、地目変更の概況及び分合筆の状況を発注者に説明し承諾を得ること。

(仮閲覧)

- 第41条 発注者と請負者は、FⅡ-1工程で作成される測量結果図及び調査図等関係資料を基に境界線の結びなどについて、所有者等の確認を得るための仮閲覧を、原則として行うものとする。
- 2 仮閲覧の期間、場所及び案内等は発注者が行うものとする。
 - 3 仮閲覧に必要な資料は、原則として請負者が揃えるものとする。
 - 4 請負者は、第39条第6項において、地籍調査票の立会い者の署名、捺印を取得できなかった場合には、仮閲覧時に取得するものとする。

(取りまとめ)

- 第42条 請負者は、第39条第7項の調査図、同6項及び第41条第4項の署名捺印の地籍調査票を基に最終の照合作業を行うものとする。
- 2 請負者は、照合作業において不一致が発見された場合は原因を調査し、修正するものとする。

(磁気情報の作成)

- 第43条 一筆地調査の結果として、調査前・後・原因及びその日付、調査図素図、調査図等のデジタルデータを作成し、発注者のシステムにインストールするものとする。

第V章 地籍測量全般

(測量機器等)

- 第44条 地籍図根三角測量、地籍図根多角測量、細部図根測量及び一筆地測量に於ける測量機器は、トータルステーション、GNSS測量機、デジタル方位距離計、及びラスタプロッタ等とし、性能等については準則に基づくものとする。
- 2 トータルステーション、GNSS測量機、デジタル方位距離計等の測量器機、3次元網平均計算プログラム、厳密網平均計算プログラム、簡易網平均計算プログラム等の計算処理プログラムの検定は、原則として請負者が行うものとするが、中立機関の検定又は製造者の試験・検査によって換えることができる。(運用基準第18条第3項)
 - 3 前項の自社検定証明書、中立機関の検定証明書、性能試験・検査成績書の写しを測量成果に添付するものとする。

第VI章 地籍図根三角測量（C工程）

(選点計画)

- 第45条 多角網に必要な与点数は、新点数を5で割り2を加え、小数部を切上げた数値以上とする。(運用基準第22条第2項)
- 2 多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外周から40度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。(運用基準第22条第4項)
 - 3 多角網の次数は、基準点等（補助基準点を除く。）を基礎とし、原則として1次までとする。
 - 4 原則として、単路線を計画しないものとする。
 - 5 当該調査区域に隣接又は近接する地籍測量済みの地域が有る場合は、設置済みの与点も利用するものとし、隣接・近接地区との整合性を計るものとする。
 - 6 机上で計画された地籍図根三角点の設置予定箇所及び観測計画を記載した選点計画図を作成し、発注者の承諾を受けるものとする。

(選点図、平均図)

- 第46条 前条で承諾された選点計画図を基に、地籍図根三角点の選定を行うものとする。
- 2 地籍図根三角点及び多角路線の選定の結果は、地籍図根三角点選点図及び平均図に取りまとめ、発注者の承諾を受けた後、所定の標識を設置するものとする。(準則第50、51条)
 - 3 選点箇所は、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。
 - 4 標識の設置状況をデジタルカメラ等で撮影するものとする。
 - 5 撮影写真を利用して選点手簿を作成するものとする。

(観測、測定及び計算)

- 第47条 地籍図根三角測量の観測、測定及び計算は、GNSSを用いた3次元網平均計算を原則とする。やむを得ずトータルステーションにより観測を行う場合は、発注者の了解を得るものとする。但し、この場合は、原則として基準点等の与点における取り付け観測を省くことはできないものとし、計算方法は、厳密網平均計算を標準とする。

(点検測量)

- 第48条 点検測量の点検数量は、TS法による場合には新設した地籍図根三角点数の10%以上、GNSS法による場合には平均図において採用する観測辺数の総和の10%以上とする。(運用基準第25条第8項)

(成果検定)

- 第49条 受託者は、地籍図根三角測量の成果品について、第三者機関による検定を受けなければならない。

第七章 地籍図根多角測量（D工程）

（地籍図根多角本点の選定）

第50条 地籍図根多角測量により決定された節点は、2次の地籍図根多角点とすることができる。
（運用基準第26条第2項）

（選点計画図）

第51条 地籍図根多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接与点を結ぶ直線から外側50度以下の地域内に選定することを標準とし、路線の中の夾角は、60度以上を標準とする。（運用基準第27条第4項）

- 2 網の内部において、与点（既知点と既知点、既知点と交点、交点と交点）を結ぶ線より50度以下に選定することを標準とする。
- 3 多角路線の与点となる地籍図根多角点は、当該路線について地籍測量の精度区分以上の精度区分に属するものでなければならない。（準則第54条第2項）
- 4 選点計画図は、発注者の承諾を受けるものとする。

（選点図）

第52条 前条の選点計画図を基に、標識の保存が確実である位置を選定し、所定の標識を設置するものとする。ただし、自然物又は既設の工作物を利用しても良いものとする。（準則第57条）

- 2 選点結果を基に、地籍図根多角点選点図及び地積図根点平均図を作成するものとする。（準則第56条）
- 3 選点図は、監督員の承諾を得るものとする。
- 4 標識の設置状況をデジタルカメラ等で撮影するものとする。

（観測、測定及び計算）

第53条 地籍図根多角測量の観測、測定及び計算（座標値及び標高）は、準則第58条によるものとする。（運用基準第31条）

（点検測量）

第54条 点検測量の点検数量は、TS法による場合には新設した地籍図根多角点数の5%以上、GNS法による場合には平均図において採用する観測辺数の総和の5%以上とする。（運用基準第31条第8項）

（成果検定）

第55条 受託者は、地籍図根多角測量の成果品について、第三者機関による検定を受けなければならない。

第八章 細部図根測量（F I工程）

（細部図根測量の方法）

第56条 細部図根測量の方法は、地籍図根多角点等を与点として、多角測量法によることを原則とする。但し、見通し障害等によりやむを得ない場合には、放射法によることができる。（準則第59条）

（選点）

第57条 細部図根点の選点は、標識の保存が確実である位置を選定し、所定の標識を設置するものとする。ただし、自然物又は既設の工作物を利用しても良いものとする。（準則第62条）

（観測、測定、計算及び細部図根点配置図等）

第58条 細部図根測量の観測、測定、計算及び細部図根点配置図等は、準則第63、64、67

- 条によるものとする。
- 2 細部多角点及び高く路線の選定の結果は、細部多角點選点図及び細部多角点平均図に取りまとめるものとする。(準則第 63 条の 2)

(点検測量)

- 第 59 条 多角測量法により求めた細部図根点の点検数量は、新設した細部図根点数の 2%以上とする。(運用基準第 34 条第 13 項)
- 2 放射法により求めた細部図根点の点検数量は、細部放射点の全数とする。(運用基準第 35 条第 12 項)

(成果検定)

- 第 60 条 受託者は、細部図根測量の成果品について、第三者機関による検定を受けなければならない。

第 IX 章 一筆地測量 (F II - 1 工程)

(次数の制限)

- 第 61 条 単点観測法によるものを除き、地籍図根三角点を基礎 (0 次) とし、求めた筆界点の通算次数は、最大 6 次までとする。(準則第 71 条)

(一筆地測量の方法)

- 第 62 条 一筆地測量の方法は、細部図根点等を与点として、放射法、多角測量法、交点計算法によるものとする。(準則第 70 条)

(異動、番号の誤り点検)

- 第 63 条 トータルステーションを用いた放射法による一筆地測量の場合は、前条までに座標値が決定された細部図根点において、同一の多角路線に属する他の細部図根点等までの距離の測定又は基準方向と他の細部図根点等との夾角の観測を行い、当該点の異動、番号の誤り等の点検を行うものとする。(運用基準第 38 条第 3 項)
- 2 点検の結果は、精度管理表に取りまとめるものとする。

(観測、測定及び計算)

- 第 64 条 第 39 条の調査図に基づき筆界点の測定を行うものとする。
- 2 一筆地測量に関する観測、測定及び計算は、運用基準第 37 ~ 41 条によるものとする。

(筆界点の位置の点検)

- 第 65 条 筆界点の位置の点検は、運用基準第 42 条に基づき行い、点検結果を精度管理表に取りまとめるものとする。
- 2 前項の作業が終えた時は、筆界点成果簿を作成するものとする。

(測量結果図の作成)

- 第 66 条 一筆地測量の結果を、自動製図機 (プリンタ、ラスタープロッタ) を用いて、地籍図と同じ縮尺の図面を作成するものとする。
- 2 出図の大きさ、用紙については発注者の指示に従うものとする。

(成果検定)

- 第 67 条 受託者は、一筆地測量の成果品について、第三者機関による検定を受けなければならない。

第X章 地籍図原図等の作成（FⅡ－2工程）

（地籍図原図、筆界点番号図、地籍図一覧図、地籍明細図の作成）

第68条 地籍図原図は、自動製図機（プリンタ、ラスタープロッタ）を用いて、地籍図の様式を定める省令及び運用基準第43条及び第44条に基づき作成するものとする。

- 2 前項の作業が終えた時は、筆界点番号図、筆界点成果簿及び地籍図一覧図を作成するものとする。
- 3 一筆地の状況が前項の原図の縮尺では所要の精度をもって表示することが困難な場合には、当該部分について地籍明細図を作成するものとする。（準則第75条）

第XI章 地積測定（G工程）

（地積測定の方法）

第69条 地積測定の方法は、筆界点座標値を基に各筆毎に現地座標法で行うものとする。（準則第85条）

- 2 道路、水路等の長狭物は、適宜の位置で区切り地積測定を行うものとする。
- 3 道路、水路等通常地番以外の土地については、地籍フォーマット2000に基づく仮地番を設定し、地積測定を行うものとする。

（点検）

第70条 前条の地積測定結果を基に、単位区域を構成する各筆の面積の合計と当該単位区域の面積（単位区域の最外周を構成する筆界点座標による面積）が等しく（一致）なるかどうかを点検するものとし、点検結果を精度管理表に取りまとめるものとする。（準則第86条）

（地積測定成果簿）

第71条 地積測定成果簿の作成については、準則第87条に基づき作成するものとする。

第XII章 地籍図一覧図・地籍簿案の作成（H1工程）

（調査票点検整理）

第72条 請負者は、地籍調査票と調査素図及び調査図並びに地籍簿案との照合点検を行うものとする。

（地籍図一覧図作成）

第73条 第66条で地籍図原図を作成したときは、地籍図一覧図の作成要領に基づき地籍図一覧図を作成するものとする。

（地籍簿案作成）

第74条 請負者は、第39条の地籍調査票と調査図、及び第68条の地籍図原図並びに第71条の地積測定成果簿を基に、地籍簿案を作成するものとする。（準則第88条）

（登記簿等との照合）

第75条 地籍簿案が作成された時は、地籍簿案の調査前情報と第27条及び第35条に基づく地登記簿情報との照合を行うものとする。

- 2 照合後の地籍簿案データは、発注者の地籍調査事務支援システムにインストールするものとする。

第XIII章 閲覧（H2工程）

（閲覧及び資料等整理）

- 第76条 発注者及び請負者は、地籍図原図又はこれに相当する図面並びに地籍簿案が作成された時は、所有者等に20日間の閲覧を行うものとする。
- 2 所有者等への閲覧の案内は、発注者が行うものとする。
 - 3 閲覧者名簿等の作成は、請負者が行うものとする。

第XIV章 申し出に係る修正（H3工程）

（申し出に係る修正）

- 第77条 第76条で閲覧に供した結果、所有者等から修正の申し出があった場合は、再度調査及び必要な場合は測量を行い、地籍図原図、地籍調査票及び地籍簿案等を修正するものとする。

第XV章 認証に必要な資料の作成

（認証に必要な資料の作成）

- 第78条 請負者は、受託業務の中で得られた情報を基に、認証に必要な資料を作成するものとする。

第XVI章 地籍図複図作成（H工程）

（複図作成）

- 第79条 地籍図写し（複図）は、地籍図と同一縮尺でひずみが無く、且つ、鮮明であるとともに十分な耐久性が保証されるもので作成するものとする。
- 2 複図は、2部作成するものとする。

第XVII章 納入成果品

（成果品）

- 第80条 本業務による納入成果品は次の通りとする。
1. 各作業共通
 - ① 自社検査成績表
 - ② 地籍調査成果電子納品磁気記録
 - ③ その他各工程上必要な資料
 - ④ 受託者工程管理の記録
 - ⑤ 受託者検査の記録
 2. 一筆地調査
 - ① 登記所地図写し要約書等
 - ② 一筆地調査図素図
 - ③ 一筆地調査図
 - ④ 地籍調査票（立会印のあるもの）
 - ⑤ 調査前・調査後の磁気記録
 - ⑥ 調査図関係の磁気記録（SIMA形式）

- ⑦その他必要な資料
- 3. 地籍図根三角測量
 - ①基準点等成果簿写
 - ②地籍図根三角点選点手簿
 - ③地籍図根三角点選点図（準則第50条）
 - ④地籍図根三角測量観測計算諸簿（手簿、記簿、計算簿等）
 - ⑤地籍図根三角点網図（準則第52条）
 - ⑥地籍図根三角点成果簿（準則第52条）
 - ⑦精度管理表
 - ⑧測量標の設置状況写真
 - ⑨基準点等及び地籍図根三角点の磁気記録（SIMA形式）
 - ⑩その他必要資料
- 4. 地籍図根多角測量
 - ①地籍図根多角点選点手簿
 - ②地籍図根多角点選点図（準則第56条）
 - ③地籍図根多角測量観測計算諸簿（手簿、記簿、計算簿等）
 - ④地籍図根多角点網図（準則第58条）
 - ⑤地籍図根多角点成果簿（準則第58条）
 - ⑥精度管理表
 - ⑦測量標の設置状況写真
 - ⑧地籍図根多角点の磁気記録（SIMA形式）
 - ⑨成果検定証明書
 - ⑩地積図根点平均図
 - ⑪その他必要資料
- 5. 地籍細部測量
 - 地籍細部図根測量
 - ①細部図根測量観測計算諸簿（手簿、記簿、計算簿等）
 - ②細部図根点配置図（地籍図根多角点網図と兼用可）（準則第67条）
 - ③細部図根点成果簿（準則第67条）
 - ④細部図根点精度管理表（地籍図根多角点精度管理表と兼用可）
 - ⑤細部図根多角点のSIMA形式の磁気記録
 - ⑥成果検定証明書
 - 一筆地測量
 - ⑦一筆地測量観測計算諸簿（手簿、記簿、計算簿等）
 - ⑧一筆地測量結果図
 - ⑨細部図根点等の異動等に関する精度管理表
 - ⑩筆界点の位置に関する精度管理表
 - ⑪細部図根点の磁気記録
 - ⑫筆界点座標値及び筆図形の磁気記録（SIMA形式）
 - ⑬成果検定証明書
 - ⑭筆界点成果簿（準則第72条）
 - ⑮その他必要資料
 - 地籍図等
 - ⑯筆界点番号図（準則第74条）
 - ⑰筆界点成果簿（準則第72条）
 - ⑱精度管理表
 - ⑲地籍図一覧図（準則第74条）
 - ⑳地籍図原図（準則第74条）
 - ㉑地籍明細図（必要な場合）（準則第75条）
 - ㉒その他必要資料

6. 地積測定
 - ①地積測定観測計算諸簿
 - ②地積測定成果簿
 - ③筆界点座標値及び筆図形の電磁的記録
 - ④精度管理表
 - ⑤SIMA形式の磁気記録
 - ⑥その他必要資料
7. 地籍簿等
 - ①調査後地籍調査票
 - ②地籍簿案
 - ③複図2部
 - ④その他必要資料
8. その他認証に必要な資料

別紙1 〇地籍調査事業仕様書(2項委託)における「第Ⅱ章 業務概要 第19条」本業務の作業箇所及び事業量は下記の通りとする。

作業を実施する区域	第13-1計画区 (大字 広谷地内)	第13-2計画区 (大字 広谷地内)						
作業内容	F2-2/G/H1	C/E/F1/F2-1						
測量方式	地上数値法	地上数値法						
面積	0.12 km ²	0.24 km ²						
周長	2.6 km	3.2 km						
役場から現場中心までの距離	6 km	6 km						
精度	乙1	乙1						
縮尺	1/1000	1/500						
視通	山 I	山 I						
傾斜度	急傾斜地(1)	急傾斜地(1)						
調査前筆数	118 筆	289 筆						
調査後筆数	106 筆	260 筆						
調査前平均面積	1,017 m ²	830 m ²						
調査後平均面積	1,132 m ²	923 m ²						
筆の形状	不整形	不整形						